

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

<基本的考え方>

メディアを通じて男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的性別役割分担意識を解消していくため、メディア側も積極的な取組を行うよう働きかける。女性や子どもを専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもある。こうした観点から啓発を行うとともに、メディア側の自主規制等の対策を働きかける。

また、公共性の高い空間やメディアにおける性・暴力表現については、青少年やそのような表現に接することを望まない人の権利を守るため、情報の隔離を適切に行う取組が必要である。とりわけ、インターネット等の普及によって女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の発信主体が多様化し、受信も容易となっている状況を踏まえて対策を検討する。

さらに、こうしたメディアを取り巻く現状に対応するため、様々な情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシーを向上させる取組を継続する。

また、メディアに関わる業界における女性の参画を拡大するよう働きかける。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6% (平成21年)	100% (平成27年)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

施策の基本的方向		
<p>メディアを通じた積極的な広報によって男女共同参画についての正しい理解を促す。また、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特に、インターネット上の情報の取り扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行う。</p>		
具体的施策	担当府省	
<p>ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等</p> <p>①メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正など日本のメディアの課題について、その内容をメディア及び国民各層に周知徹底する。 男女共同参画についての正しい理解を促進するため、メディアを通じた広報・啓発を強化する。 メディアにおける討論や情報発信の機会に女性が積極的に参加し、重要な役割を果たすことができるよう促す。 男女共同参画推進連携会議などの場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、メディア自身による不適切な表現の防止に役立てる。 女性や子どもの人権を侵害するような表現の問題点を、メディア側も受け手も共通の課題として認識するため、有識者や市民団体等を交えた調査を実施する。調査結果をメディアの自主的取組及び市民団体などによるモニタリング等の活動の一助とする。 メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、また、社内教育を充実すること等により、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう、メディアの自主的取組を促す。 <p>②性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離</p> <ul style="list-style-type: none"> 性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、青少年の健全育成のために、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進する。 これらの方策の一層の推進に資するために、メディアの実態や青少年に与える影響、諸外国における取組の動向等について調査研究に努める。 <p>③児童を対象とする性・暴力表現の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童ポルノは、対象となった児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあるが、近年はインターネットを通じて国境を越えて流通していることから、これに対処するため、国際関係機関等との情報交換の緊密化を図るとともに、その取締りを強化し、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努める。 <p>④地域の環境浄化のための啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を推進する。 		<p>内閣府、外務省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>警察庁</p> <p>内閣府、警察庁、文部科学省</p>

<p>イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討</p> <p>①現行法令による取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対しては、インターネット・ホットラインセンターからの通報等に基づき、刑法第 175 条、児童買春・児童ポルノ法等現行法令の適用による取締りを強化する。 <p>②インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。 情報発信を制限することなく、インターネットにおける不適切な情報を排除するための受信者による自主管理システムの開発、普及を行う。 性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報を含むインターネット上の違法有害な情報の流通に対して、「インターネット上における違法・有害情報への対応に関する研究会」を設置し、有識者、電気通信事業者、消費者代表者等の参加を得て、表現の自由、通信の秘密に配慮しつつ、プロバイダ等による自主的対応及びこれを支援する方策についての検討を進める。また、迷惑通信への対応、苦情処理体制の整備などの利用環境整備の在り方についても検討する。 <p>ウ メディア・リテラシーの向上</p> <p>①メディア・リテラシー向上のための広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けるため、メディア・リテラシーの向上を図る。 <p>②情報教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。 学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。 	<p>警察庁</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>総務省、経済産業省</p> <p>総務省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
---	---

2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

施策の基本的方向	
行政機関の実務担当者が、男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動を行うことを促進する。	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> メディアと連携した広報・啓発戦略を強化する。 行政機関の実務担当者が男女共同参画の視点を正しく理解するための研修や教育を実施する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p>

3 メディア分野における女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。	
具体的施策	担当府省
・管理職・専門職の女性比率など他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。	内閣府
・メディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。	内閣府